

加治木監督署だより 第31号

(文書内敬称等略)

令和5年9月



I 令和5年度 全国労働衛生週間の実施について

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で74回を迎えます。全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識の高揚を図り、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保を目的としています。実施期間は**10月1日から7日**で、スローガンは「**目指そうよ二刀流 ころろとからだの健康職場**」としております。各事業場の作業の特性に合わせて、労働衛生3管理（作業管理、作業環境管理、健康管理）の推進等を行ってください。

II 令和5年度業務改善助成金について

業務改善助成金とは、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を**30円以上**引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。対象事業者等は、中小企業・小規模事業者であること、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**であること、解雇・賃金引下げなどの不交付事由がないこと、などが挙げられます。詳細については、**鹿児島労働局雇用環境・均等室**（電話 099-223-8239）へご相談ください。

III 労災補償相談事例について

(問) 当社の従業員が**65歳の定年の1か月前**に、仕事中に職場内で転倒して骨折してしまいました。労災の申請を行い、認定されて現在休業中となっているのですが、医師の説明では、今後**3か月以上の休業**を要するとの話が出ています。そうしますと、**労災で療養中に定年退職を迎えること**となりますが、退職後も休業補償給付は受けられるのでしょうか。

(答) 労災により休業中の者が、定年や自己都合で退職しても「**療養のため就業できない**」状態にあることに変わりはありません。したがって、**会社に在籍するか否かにかかわらず、休業補償は支給されることになっています。**

加治木署管内労働災害発生状況

令和5年7月分まで 速報値 (新型コロナウイルス感染症除く)

| 年 | 死傷者数 (休業4日以上) | 対前年増 減(同左) | 死亡者数 | 対前年増 減(死亡) |
|--------------|------------------|---------------|------|---------------|
| 全産業 | 142 | +11 | 0 | -1 |
| 製造業 | 28 | 0 | 0 | 0 |
| 建設業 | 24 | +8 | 0 | -1 |
| 陸上貨物 運送事業 | 17 | -4 | 0 | 0 |
| 第三次 | 61 | +7 | 0 | 0 |
| その他 | 12 | 0 | 0 | 0 |

鹿児島県最低賃金
(高校生等も含む)

時間額 **897円**

(令和5年10月6日から)

記事についてのお問合せは

加治木労働基準監督署
担当 秋山
始良市加治木町新富町98-6
(加治木工業高校隣)
TEL 0995-63-2035